

# 【地域歳末たすけあい事業助成要綱】

「歳末たすけあい事業」は、地域住民やボランティア、民生児童委員等の関係機関・団体の協働により、歳末時期に、支援を必要とする皆さんが地域で安心して暮らすことができるように、福祉活動を実施するものです。

新潟市共同募金委員会北区分会では、このような住民主体で実施する福祉活動や福祉施設が地域と協働で行う事業に、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行います。

ぜひ、この助成金を活用し、地域住民相互の交流の機会として、地域福祉を考える契機としていただきたいと思います。

## 1. 助成の対象となる事業

歳末時期に、支援を必要とする皆さんが地域で安心して暮らすことができることを目的に、地域住民が主体となって行う福祉活動

### 事業メニュー（例）

- ・住民参加の「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など  
    世代交流お楽しみ会・映画上映・講演会・餅つき大会等
- ・給食サービスの推進強化  
    おせち料理などの配食、会食会

## 2. 助成の対象となる団体及び実施範囲等

- (1) 実施主体 自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会など
- (2) 実施範囲 単一自治・町内会、自治・町内会の協働、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会単位での実施を原則とする。
- (3) 対象者 地域住民全般  
(高齢者、児童、障がい児者、母子世帯・父子世帯も参加しやすいように)
- (4) 実施時期 11月中旬から1月末まで

## 3. 助成金額

### (1) 助成額

#### ①自治・町内会

- ・単一自治、町内会開催の場合 30,000円を限度
- ・複数自治、町内会共催の場合 限度額は自治会数により下記表のとおり

自治会数	1自治会	2自治会	3自治会	4自治会	5自治会以上
助成限度	30,000円	60,000円	90,000円	120,000円	150,000円

※ただし、5自治会以上の場合、150,000円を限度とする。

- #### ②コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会など
- ・・150,000円を限度

※但し、実施範囲が1～5自治会の場合には、①表の金額が適用されます。

事業予算の関係で多くの申請があった場合や区全体の歳末たすけあい募金額が見込みよりも少なかった場合は、助成額を減額・調整させていただくことがあります。

(裏面あり)

- (2) 対象経費 会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師謝礼(上限2万円)、茶菓代、食材費(概ね1人当たり500円以内とし、酒類は認めない)
- (3) 助成の条件
- ①事業を進める際は、区社協、民生・児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団体と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。
  - ②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、新潟市共同募金委員会北区分会の歳末たすけあい事業であることを明記するとともに会場内に表示すること。
  - ③ボランティア行事用保険等の損害保険に必ず加入すること。
    - ・ボランティア行事用保険の掛金は1人当たり28円で加入できます。(最低金額は20人相当分)
    - ・ボランティア行事用保険の加入に関するお問い合わせの窓口は新潟市北区社会福祉協議会です。
    - ・なお、各自治会等で既に加入済みの他の損害保険で対応する場合は、ボランティア行事用保険に加入する必要はありませんが、その保険の申込書又は保険証書の写しを報告書提出時に添付してください。
  - ④助成金の割合についての条件はありませんが、事業費の全額を助成申請できませんので、必ず負担額(主催団体負担金や参加者負担金など)やその他からの助成金を含めるようにしてください。
  - ⑤申請書に記載されていない経費については、事業実施後、報告書に計上されていても助成対象経費といたしませんのでお含みおきください。
  - ⑥事業を開催するにあたっては、「新しい生活様式」を十分に心がけていただき、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防対策を講じて実施すること。なお、検討中の事業等が助成の対象になるかどうか等についてご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

## 4. 助成までの流れ

- (1) 助成申請書(様式A・B)提出
  - 提出期限：令和4年10月31日(月)(消印有効)
  - 提出先：新潟市共同募金委員会北区分会(新潟市北区社会福祉協議会内)
- (2) 申請書到着後、審査
- (3) 審査後、助成金交付決定通知を送付
- (4) 事業実施
- (5) 事業実施後、速やかに報告書(様式C・D)を提出
  - 提出期限：令和5年2月3日(金)(必着)
  - 提出先：新潟市共同募金委員会北区分会(新潟市北区社会福祉協議会内)
- (6) 審査後、助成金送金通知を送付
- (7) 助成金を送金(3月中旬予定)

## 5. その他

全ての実施団体から報告書が提出されたのち、新潟市共同募金委員会北区分会で報告内容を審査し、助成金交付決定通知を送付いたします。つきましては、助成金の送金は3月中旬を予定しております。恐れいたしますが、あらかじめご承知おきください。

<問い合わせ先>

新潟市共同募金委員会北区分会  
(新潟市北区社会福祉協議会内)

TEL025-386-2778 FAX025-388-2914

担当：クズネツォフ・岡村・荒川